

たのしいでんきプラン別説明書

低圧市場連動プラン

北海道 東北 東京 中部 北陸

関西 中国 四国 九州

2025年6月13日実施

HTBエナジー株式会社

たのしいでんきプラン別説明書
[低圧市場連動プラン]

目 次

1	契約種別	4
2	低圧市場連動プラン 北海道	5
3	低圧市場連動プラン 東北	5
4	低圧市場連動プラン 東京	6
5	低圧市場連動プラン 中部	7
6	低圧市場連動プラン 北陸	8
7	低圧市場連動プラン 関西	9
8	低圧市場連動プラン 中国	10
9	低圧市場連動プラン 四国	10
10	低圧市場連動プラン 九州	11
11	本説明書の変更および廃止	13

たのしいでんきプラン別説明書 低圧市場連動プラン（以下、「本プラン」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2025年6月13日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき 料金表」において、定めます。

たのしいでんき 料金表

本説明書における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	低圧市場連動プラン北海道	従量電灯 B
	低圧市場連動プラン東北	従量電灯 B
	低圧市場連動プラン東京	従量電灯 B
	低圧市場連動プラン中部	従量電灯 B
	低圧市場連動プラン北陸	従量電灯 B
	低圧市場連動プラン関西	従量電灯 A
	低圧市場連動プラン中国	従量電灯 A
	低圧市場連動プラン四国	従量電灯 A
	低圧市場連動プラン九州	従量電灯 B

2 低圧市場連動プラン 北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、北海道電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。

(ロ) 電力量料金

a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。

b. $\text{使用電力量} \times \text{託送従量単価}(\times 1)$

※1:「託送従量単価」とは、北海道電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。

(ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

a. $30 \text{分コマ}(\times 2) \text{ごとの使用電力量} \times \text{各 } 30 \text{分コマに対応するエリアプライス}(\times 3) \div (1 - \text{損失率}(\times 4)) \times (1 + \text{消費税率})$ 。

b. $\text{使用電力量} \times \text{一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)} \text{が定める約定量 } 1\text{kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)}(\times 5) \div (1 - \text{損失率}(\times 4)) \times (1 + \text{消費税率})$

※2:「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すものとします。

※3:「エリアプライス」とは、JEPXのスポット市場取引における、北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の30分コマごとのエリアプライスを指すものとします。

※4:「損失率」とは、北海道電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※5:N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(ニ) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200円00銭
--------	-----------

3 低圧市場連動プラン 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力ネットワーク株式会社管内であること。
 - (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
 - (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- 八. 契約電流
- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
 - (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

- (イ) 基本料金
基本料金は、東北電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。
- (ロ) 電力量料金
 - a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。
 - b. 使用電力量 × 託送従量単価(※1)
※1:「託送従量単価」とは、東北電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。
- (ハ) 調達料金
調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。
 - a. 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)。
 - b. 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)(※5) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)
※2:「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。
※3:「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。
※4:「損失率」とは、東北電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。
※5: N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(ニ) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200 円 00 銭
--------	--------------

4 低圧市場連動プラン 東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、東京電力パワーグリッド株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。

(ロ) 電力量料金

a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。

b. $\text{使用電力量} \times \text{託送従量単価}(\times 1)$

※1:「託送従量単価」とは、東京電力パワーグリッド株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。

(ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

a. $30 \text{分コマ}(\times 2) \text{ごとの使用電力量} \times \text{各 30 分コマに対応するエリアプライス}(\times 3) \div (1 - \text{損失率}(\times 4)) \times (1 + \text{消費税})$ 。

b. $\text{使用電力量} \times \text{一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)} \text{が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)}(\times 5) \div (1 - \text{損失率}(\times 4)) \times (1 + \text{消費税})$

※2:「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。

※3:「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。

※4:「損失率」とは、東京電力パワーグリッド株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※5:N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(ニ) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200円00銭
--------	-----------

5 低圧市場連動プラン 中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

(イ) 供給地が、中部電力パワーグリッド株式会社管内であること。

(ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、中部電力パワーグリッド株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。

(ロ) 電力量料金

a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。

b. $\text{使用電力量} \times \text{託送従量単価}(\times 1)$

※1:「託送従量単価」とは、中部電力パワーグリッド株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。

(ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

a. $30 \text{分コマ}(\times 2) \text{ごとの使用電力量} \times \text{各 } 30 \text{分コマに対応するエリアプライス}(\times 3) \div (1 - \text{損失率}(\times 4)) \times (1 + \text{消費税率})$ 。

b. $\text{使用電力量} \times \text{一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)} \text{が定める約定量 } 1\text{kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)}(\times 5) \div (1 - \text{損失率}(\times 4)) \times (1 + \text{消費税率})$

※2:「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すものとします。

※3:「エリアプライス」とは、JEPXのスポット市場取引における、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の30分コマごとのエリアプライスを指すものとします。

※4:「損失率」とは、中部電力パワーグリッド株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※5:N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(ニ) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200円00銭
--------	-----------

6 低圧市場連動プラン 北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、北陸電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。

(ロ) 電力量料金

a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。

b. 使用電力量 × 託送従量単価(※1)

※1:「託送従量単価」とは、北陸電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。

(ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

a. 30分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)。

b. 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)(※5) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)

※2:「30分コマ」とは、1日を毎時 0分から 30分までと毎時 30分から 0分までの 48個に区切った 30分単位を指すものとします。

※3:「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、北陸電力送配電株式会社の供給区域の 30分コマごとのエリアプライスを指すものとします。

※4:「損失率」とは、北陸電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※5: N月の検針日から N+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(ニ) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200円 00銭
--------	------------

7 低圧市場連動プラン 関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

(イ) 供給地が、関西電力送配電株式会社管内であること。

(ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

- (イ) 基本料金
基本料金は、関西電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。
- (ロ) 電力量料金
a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。
b. 使用電力量 × 託送従量単価(※1)
※1:「託送従量単価」とは、関西電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。調達料金
- (ハ) 調達料金
調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。
a. 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)。
b. 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)(※5) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)
※2:「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。
※3:「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、関西電力送配電株式会社の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。
※4:「損失率」とは、関西電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。
※5:N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

- (ニ) 市場連動サービス料金
市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200 円 00 銭
--------	--------------

8 低圧市場連動プラン 中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、中国電力ネットワーク株式会社管内であること。
(ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
(ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- ハ. 最大需要容量
最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

- (イ) 基本料金
基本料金は、中国電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。
- (ロ) 電力量料金
a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。

- b. 使用電力量 × 託送従量単価(※1)
 ※1:「託送従量単価」とは、中国電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。

(ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

a. 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)。

b. 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)(※5) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)

※2:「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものとします。

※3:「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。

※4:「損失率」とは、中国電力ネットワーク株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※5:N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(ニ) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200 円 00 銭
--------	--------------

9 低圧市場連動プラン 四国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、四国電力送配電株式会社管内であること。
 (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
 (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、四国電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。

(ロ) 電力量料金

a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。

b. 使用電力量 × 託送従量単価(※1)

※1:「託送従量単価」とは、四国電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。

(ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

a. 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)。

- b. 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)(※5) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)
 ※2:「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すものとします。
 ※3:「エリアプライス」とは、JEPXのスポット市場取引における、四国電力送配電株式会社の供給区域の30分コマごとのエリアプライスを指すものとします。
 ※4:「損失率」とは、四国電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。
 ※5:N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(二) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18(料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200円00銭
--------	-----------

10 低圧市場連動プラン 九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力送配電株式会社管内であること。
 (ロ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
 (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
 (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、調達料金、市場連動サービス料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、九州電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金(消費税等相当額を含みます。)と同額とします。

(ロ) 電力量料金

a. 電力量料金は、以下の算定式によって求められる金額とします。

b. 使用電力量 × 託送従量単価(※1)

※1:「託送従量単価」とは、九州電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価(消費税等相当額を含む単価とします。)を指すものとします。

(ハ) 調達料金

調達料金は、以下の a.および b.それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各 a.および b.の金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

a. 30分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各30分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)。

b. 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料(約定量従量制)(※5) ÷ (1 - 損失率(※4)) × (1 + 消費税率)
 ※2:「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すものとします。

※3:「エリアプライス」とは、JEPX のスポット市場取引における、九州電力送配電株式会社の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものとします。

※4:「損失率」とは、九州電力送配電株式会社が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

※5:N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料(約定量従量制)を適用するものとします。

(二) 市場連動サービス料金

市場連動サービス料金は、1月につき次のとおりとします。なお、市場連動サービス料金は、「たのしいでんき約款」18 (料金の算定)(2)イ、ロの場合は、「たのしいでんき約款」別表6(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

1契約につき	2,200 円 00 銭
--------	--------------

11 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。